資料3

令和６年度　大阪市児童福祉施設等指導監査実施計画

大阪市児童福祉施設等指導監査要綱第３条第２項及び大阪市特定教育・保育施設等確認制度に基づく指導監査実施要綱第３条第２項の規定に基づき、令和６年度指導監査の実施計画を次のとおり定める。

１．基本方針

児童福祉施設及び家庭的保育事業等（以下、「施設等」という。）の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた施設等として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な施設等の運営の確保が図られるよう指導監査を実施する。

２．対象施設等

別表に掲げる「令和６年度　指導監査対象施設等」とする。

３．実施期間

(1) 一般監査及び実地指導については、令和６年７月から令和７年３月までとする。

(2) 随時監査、特別監査等については、必要に応じて実施する。

４．指導監査における重点事項

(1)　利用者支援に関する指導

ア　児童の安全確保について

児童の出欠状況の確認や施設内外を問わず保育活動中の人数確認を行うなど児童の安全が講じられるよう指導する。

イ　事故防止及び事故発生時対応について

睡眠中、プール活動・水遊び、園外活動、誤嚥・誤飲・窒息事故等について、事故防止対策や事故発生時の対応が適切に講じられるよう指導する。

ウ　児童虐待防止について

児童虐待防止マニュアル等を作成するなど、児童虐待の防止・早期発見・早期対応に努め、児童虐待が疑われる場合には、関係機関等（区役所・児童相談所等）に通告・情報提供を速やかに行うよう指導する。

エ　施設における虐待について

こどもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、こどもの人格を尊重するという認識をもって保育を行うよう指導する。

オ　非常災害対策について

火事、地震、その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設等に定められた回数以上実施され、防災対策が適切に講じられるよう指導する。

(2) 職員処遇に関する指導

ア　職員配置について

職員配置基準に定める職員数について、資格を満たしている職員が適正に配置されるよう指導する。

イ　保育の質の向上・確保について

職員の職務内容に応じた保育の質及び専門性の向上のために研修を受講させる等、必要な環境が確保されるよう指導する。

(3) 食事提供に関する指導

ア　給食提供について

子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、それに見合う給与栄養目標量が設定されるよう指導する。

イ　食物アレルギー対応について

施設等の状況に沿ったマニュアルを作成し職員に周知した上で、主治医の指示に基づき実施されるよう指導する。

ウ　離乳食にかかる給食提供について

離乳食の進行について、初期・中期・後期・完了期という具体的な時期の献立表を作成し、保護者に分かりやすく説明されるよう指導する。

エ　誤嚥事故防止対策について

誤嚥の危険性がある食材を提供する際には、調理方法や大きさ等に配慮して提供されるよう指導する。

(4) 会計管理に関する指導

ア　内部けん制体制について

内部けん制体制が構築され、その体制が有効に機能しているかについて確認し、適正な会計処理が行われるよう指導する。

イ　現金預金等の適正管理について

現金残高の実査や収入した現金の保管状況の確認等を行い、現金預金等が適正に管理されるよう指導する。

ウ　委託費、給付費、措置費における経費の支出について

施設等の運営に要する経費として、証ひょう等の整理・保管も含め、適正に支出されるよう指導する。

５．公表

大阪市児童福祉施設等指導監査要綱第15条及び大阪市特定教育・保育施設等確認制度に基づく指導監査実施要綱第16条の規定に基づき、監査の結果及び改善状況等について本市ホームページにおいて公表する。

別表

令和６年度　指導監査対象施設等

指導監査対象施設等	対象数	実施予定数
乳児院	６	６
母子生活支援施設	４	４
児童養護施設	１１	１１
保育所	３９６	３９６
認定こども園（保育所型）	２２	２２
認定こども園（幼保連携型）	６４	６４
家庭的保育事業	８	８
小規模保育事業Ａ型	１９０	１９０
小規模保育事業Ｂ型	３	３
小規模保育事業Ｃ型	１７	１７
保育所型事業所内保育事業	１	１
小規模型事業所内保育事業	６	６
合　　計	７２８	７２８

※対象数は、令和６年９月30日までに開設予定の施設等とする。